

2022年（令和4年）の健康保険法改正により、一般病床200床以上の地域医療支援病院において、他の医療機関等からの紹介状を持たずに受診する患者さんに対して徴収が義務付けられている選定療養費の額に変更がありましたのでお知らせいたします。

初診時選定療養費

○紹介状を持参せずに受診される場合

（現在通院中以外の診療科に初診で受診される場合も含む）

2022年9月30日まで

2022年10月1日から

医科 5,500円（税込） → 7,700円（税込）

歯科 3,300円（税込） → 5,500円（税込）

重要：救急外来受診時も同様となります。

（救急搬送時等を除きます）

再診時選定療養費

○状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関へ紹介を申し出た後も当院での診療を希望し、受診される場合

2022年9月30日まで

2022年10月1日から

医科 2,750円（税込） → 3,300円（税込）

歯科 1,650円（税込） → 2,090円（税込）

《徴収対象外》

- ① 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ② 特定健康診断、がん検診等の結果により精密検査の指示を受け受診された場合
- ③ 当院通院中の診療科から院内の別の診療科へ紹介受診された場合
- ④ 医科と歯科との間で院内紹介された場合
- ⑤ 指定難病、自立支援医療、生活保護等の国、岐阜県の公費負担医療制度の受給対象、障害者医療受給者証をお持ちの場合（乳児・子ども医療費、母子・父子家庭医療費受給者証は選定療養費をご負担いただきます）
- ⑥ 受診後に入院された場合
- ⑦ 緊急（救急搬送等）やむを得ない場合
- ⑧ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診された場合